



江偉・孫邦清中華人民共和國民事訴訟法改正草案(5)

西 村 峯 裕
周 喆

第211条【出廷しない証人に対する制裁】①証人が召喚されても、正当な理由なく出廷しないときは、法院はこれによって生じた訴訟費用を負担させ、且つ科料に処し、又は拘留を決定することができる。

②証人が科料の決定を受け、更に召喚しても出廷しないときは、法院は再び科料又は拘留に処するほか、逮捕を決定することができる。

③前二項の決定は、直ちに異議を申立てることができる。異議に応答するまでは、関係決定の執行を停止するものとする。

第212条【証人の免責事由・証言拒絶権】①正当な理由で確定された日に
出廷できなかったことを証明した者に対しては、処罰を免ずることが
できる。

②証人が証言を拒絶する適法な理由があると判断したときは、出廷の3
日前までに法院に理由書を提出することができる。法院はこの事由を
直ちに当事者に通知するものとする。

第213条【証人の誓約】①証人は証言前に誓約しなければならない。但
し、誓約の法律上の意義及び効果を十分に正常に理解できない者はこの
限りでない。

②証人誓約の宣誓は良心、人格に基づかなければならず、隠蔽または付
加してはならない。証人は宣約を朗読するものとし、朗読できないと
きは、書記官が代って朗読し、その意味を解説するものとする。

③法院は、証人が誓約の宣誓をする前に、証人は宣誓義務を履行しなけ
ればならず、偽証したときは科料、拘留又は監禁刑に処し、法に基づ

く宣誓を経ることなく証言した場合も同罪とする旨告知しなければならない。

第214条【宣誓又は証言拒絶の処罰】証人が理由を述べることなく、宣誓を拒絶し、又は宣誓の後、十分な理由なく証言を拒絶したときは、法院は申立てを経ることなく、証人がこれによって生じた費用を負担する旨決定し、又は科料若しくは拘留に処することができる。

第215条【証人の人格に関する証拠】証人の誠実又は信用が事件の事実の判断に影響する虞れがあるときは、証人の人格に対し疑問を提出し、且つこれに関する証拠を提出することができる。

第216条【公務員の証言行為】公務員が証人として職務上の秘密について証言するときは、法院は予め関係機関の許可を得るものとする。国家公務員又は国家公務員であった者が証人としてその職務上の秘密について証言するときは、法院はその主管部門の許可を得なければならない。

第217条【当事者の臨時退廷】法院が当事者の立会いが証人の陳述に影響すると判断したときは、当事者に臨時退廷を命ずることができる。但し証人が陳述した後、法廷は当事者の入廷を告知し、且つ証人の陳述した内容を伝達するものとする。

第218条【証人の隔離】証人は法廷の審理を傍聴してはならない。証人を尋問するときは、他の証人は立ち会ってはならない。法院は必要があると判断したときは、証人を退廷させることもできる。

第219条【音声画像伝達設備による証言】法院が遠隔地の証人に尋問するときは、遠隔地の証人は音声画像伝達設備によって証言することができる。

第220条【証言方法】①証人は口頭で証言するものとする。文字で陳述してはならない。但し、裁判長の許可を得るときは、この限りでない。

②法院が適切と判断し又は当事者に異議のないときは、証人に出廷に替えて書面で証言させることができる。

③証人が聴覚に障害があり、言語を発することができないときは、他の方法で証言することができる。

第2節 証人尋問

第221条【証人の召喚】①法院は職権又は当事者の申立てによって、証人を召喚することができる。

②当事者が法院に証人の召喚を申立てるときは、証人の氏名、職業、住所及び証人に尋問する主な事項を示さなければならない。

第222条【召喚状】①証人を証言のため出廷させるときは、召喚状を以て召喚する方法を採るものとする。召喚状はこの法律に定める方法で送達する。

②召喚状は以下の各号の事項を記載しなければならない。

- (1) 事件の由来
- (2) 当事者双方の氏名
- (3) 尋問事項
- (4) 証人の出廷時期及び場所
- (5) 証人が出廷しないときに受ける法的制裁
- (6) 証人が関係する費用を請求できる権利

第223条【証人尋問の場所】以下の各号の状況の一つがあるときは、受訴法院が委託した現地法院又は受訴法院以外の場所で、証人を尋問することができる。

- (1) 真実効果を得るため、現地で尋問するほうがより適切だと判断したとき
- (2) 法に基づき法院以外の場所で証人を尋問すると定められているとき
- (3) 証人が正当な理由によって受訴法院で尋問を受けることのできないとき

第224条【証人尋問の順序】①証人に尋問するとき、申立てにより、証人を求めた当事者、相手方当事者、裁判長の順序で行う。

②裁判長が必要だと判断したときは、当事者の意見を聴取した後、前項に定める順序を変更することができる。当事者がこの変更に異議を述べたときは、法院は異議につき決定をしなければならない。

第225条【尋問事項】尋問は事件に関する事実に限る。当事者の尋問がすでに行った尋問と重複するとき、争点と関係ない事項に及んだとき又は制限又は制止する特別の必要があると判断したときは、法院はその尋問を制限又は制止することができる。

第226条【法院の補充尋問】当事者の証人への尋問が終了した後、法院は補充的な尋問することができ、且つ、必要があると判断したときは、いつでも証人を尋問することができる。

第227条【尋問への異議】一方の当事者が証人を尋問し、相手方当事者が尋問事項、方法などについて異議があるときは、法院は直ちに異議につき決定しなければならない。

第228条【証人回想の補助】①証人が尋問された事項について思い出せない場合は、当事者は関係する質問又はその他の記憶を呼び起こす方法を以って、証人が岐路に入らず又は虚偽の陳述をしないよう補助することができ、その記憶を呼び起こすために、如何なる事項についても証人に質問し、又は如何なる書証、物証を借りることもできる。

②前項の場合には、法院は証人に特定事項の記憶を呼び起こすために調査を許可することができる。但し、証言する前に調査させ、且つ証人にこれを読み聞かせてはならない。これらの書類については、以下の各号を以って制限する。

- (1) 当該書類は当該事実が証人が行ったこと又は確認したものであることを証明するものであり、作成の時期と事実の発生時期が略一致すること。
- (2) 当該書類は当該事項を知っている証人又は記録証人が作成したものであること。
- (3) 当該書類は証人がこの事実を記憶している状況の下で作成したものであること。
- (4) 原本が滅失し又は損傷したときのみ謄本を用いることができること。
- (5) 相手方当事者又はその訴訟代理人は当該書類を審査し且つ当該

書類の関係する内容について証人に対し反対尋問することができる。

第229条【証言における評価禁止】証人はその自ら関知した事実を客観的に陳述し、憶測、推定又は評価的な言葉を使ってはならない。

第16章 視聴資料

第230条【証拠方法としての視聴覚資料】録音テープ、写真、X線フィルム、ビデオテープ、レーザーディスク、コンピューター及びその他の電磁的方法で記録又は保存した影像メッセージによって事件の事実を証明する視聴覚資料は全て証拠として使用することができる。

第231条【原本】①視聴覚資料は原本を提出するものとする。写真の原本はネガフィルム又はネガフィルムから現像した如何なるフィルムをも含む。データを保存している如何なるコンピューター又は類似の設備からも正確に関係データをも印刷し又は出力して複製した可読物は、全て原本と看做す。

②以下の各号の状況の一つがあるときは、原本を請求することができない。

- (1) 原本が滅失・損傷し又はこれを遺失したとき。但し、提供者に不法の動機があるときは、この限りでない。
- (2) 原本が適切な司法手続き又は行為によって獲得できないとき。
- (3) 原本を相手方当事者が管理し、その提供を拒絶したとき
- (4) 原本の内容が主な係争事実と緊密な関連性がないとき

第232条【複製品の証明力】複製品は原本と同等な証明力を有する。但し以下の各号の状況の一つがあるときは、この限りでない。

- (1) 原本を忠実にしているか疑問があるとき
- (2) 複製品の採用が不公正であるとき

第233条【代替品】視聴覚資料の紙数が多く又は体積が過大で、法廷での審査が不便なときは、図表、概要又は計算分析の方法で提示することが

できる。他の当事者は合理的な時間及び場所を選び、原本、謄本又は双方に対し審査を行うことができる。法院はこれを法廷で提示するよう命ずることもできる。

第234条【視聴覚資料真偽の判定】視聴覚資料、電子データを提出する当事者はその出所、作成手段などについて釈明しなければならない。法院は必要があると判断したときは、作成者に尋問を受けるため出廷するよう通知し、又は専門家を招き、その検証、鑑定を行うこともできる。

第17章 当事者の陳述

第235条【完全に真実な陳述】①当事者は事実の状況について完全且つ真実の陳述をしなければならない。

②当事者の一方は他方の事実の主張に対し、事件の事実に関して明確且つ具体的な陳述をしなければならない。

③当事者は相手方当事者が主張した事実及び提出した証拠について、意見を陳述することができる。認否認の理由を陳述することもできる。

④前3項の規定は準備手続きに準用する。

第236条【音声影像伝達設備による弁論】以下の各号の状況の一つがあるときは、法院の許可を経て、当事者は音声影像伝達設備を通じて弁論することができる。

(1) 当事者が法院とはるかに離れ、出廷が極めて困難であるとき

(2) 条件的に可能なとき

(3) 法院が適切と判断したとき

第237条【当事者の陳述の省略】準備手続きを経たときは、当事者は陳述しなくてもよいものとする。書記官が双方の異議のない事実及び整理を経た争点を朗読し、当事者双方は直接争点につき論争するものとする。

第238条【自白】①当事者が訴訟状又は訴訟過程において、相手方当事者の主張する事実を明確に認めたときは、相手方当事者は挙証する必要はない。

②自白した事実については、法律に別段の定めがある場合を除くほか、
法院はこれを裁判の基礎としなければならない。

第239条【準自白】①当事者が相手方当事者の陳述に対し、否認も承認もせず、法院がこれを釈明した後も、尚肯定又は否定の意思表示をしなかったときは、自白したものと看做す。但し、その他の陳述中で否認したと判断されたときは、この限りでない。

②前項に定める自白は、当事者が後続の訴訟において否認することができる。但し、告訴の手續き及び再審の手續きにおいて否認することはできない。

第240条【訴訟代理人の自白】訴訟代理人の代理権限内の自白は本人の自白と看做す。但し、本人が直ちにこれを取消したときは、この限りでない。

第241条【自白の不成立】以下の各号の事実は自白とはならない。

- (1) 法院の職権によって調査する事項に属するとき
- (2) 当事者双方が悪意で通謀し、他人の利益を損なったとき
- (3) 当事者が調停手續又は法廷外の和解手續において認めたとき
- (4) 法律の規定に基づき当事者が自由に処分できないとき

第242条【自白の取消】以下の各号の状況の一つがあるときは、自白を取消することができる。

- (1) 当事者が法廷弁論前に相手方当事者に同意したとき
- (2) 脅迫又は重大な錯誤によって自白したとき
- (3) 自白した事実が当事者が挙証して証明した事実と明らかに矛盾しているとき

第18章 鑑定

第243条【鑑定人の義務】①鑑定人と任命された者が、かつて政府に特殊な鑑定業務を命ぜられ、又は公に鑑定に必要な知識を有する科学上の仕事、技術上の仕事又は職業に従事し、若しくは政府の授權によって鑑定

業務に従事している場合には、正当な理由がある場合を除くほか、鑑定を拒絶することはできない。

②法院の鑑定業務を承諾した者には、前項の規定を準用する。

③鑑定義務があるにもかかわらず出廷せず又は鑑定を拒絶した者は、これによって生じた訴訟費用を負担するものとする。同時にその者を科料に処する。再度出廷せず又は鑑定を拒絶した場合は、再び科料に処することができる。

第244条【鑑定拒絶権】 鑑定人が証人の証言の拒絶と同様の理由、又はその他の正当な理由を有するときは、鑑定業務を拒絶することができる。

第245条【鑑定の申立て】 ①鑑定の申立ては、法院に対して行わなければならない。法院が鑑定の必要があると認めたときは、当事者に通知するものとする。

②鑑定を必要とする事項について挙証責任を負う当事者が、法院の指定する期間内に正当な理由なく、鑑定の申立をせず、予め鑑定費用を納付せず、又は関係資料を提出しなかった場合において、事件の係争事実が鑑定によって認定されなかったときは、当該事実につき挙証不能の法律効果を受けるものとする。

第246条【鑑定人の選択】 当事者の鑑定の申立について法院の同意を得た後、当事者双方は鑑定機関、鑑定人を協議して確定することができる。又は法院に指定を委託することもできる。協議が整わないときは、法院がこれを指定するものとする。

第247条【鑑定書の提出】 鑑定人は鑑定書を提出しなければならない。鑑定書は以下の各号の内容を具備しなければならない。

- (1) 委託人の氏名又は名称、委託する鑑定の内容
- (2) 委託する鑑定の資料
- (3) 鑑定の根拠及び使用する科学技術上の手段
- (4) 鑑定の過程の説明
- (5) 鑑定の明確な結論
- (6) 鑑定人に対する鑑定資格の説明

(7) 鑑定人及び鑑定機関の署名捺印

第248条【鑑定尋問に応ずるための出廷】①法院が鑑定書によっても真相の究明ができないときは、鑑定人を裁判時に出廷させ鑑定書の解釈を命ぜることができる。

②当事者は鑑定人に出廷させ法廷尋問に応じることを請求することができる。

第249条【再鑑定①】①法院が委託した鑑定部門が出した鑑定の結論について、当事者に異議があり、再鑑定を申立てた場合において、以下の各号の状況の一つがあると当事者が証明したときは、法院はこれを許可しなければならない。

(1) 鑑定機関又は鑑定人の鑑定資格の不具備

(2) 鑑定手続きにおける著しい違法

(3) 鑑定の結論についての明らかな証拠不足

(4) 証拠調べを経て証拠とはならないと認定されたその他の状況

②欠陥のある鑑定結論について、補充鑑定、再証拠調べまたは補充的な証拠調べなどの方法で解決したときは、再鑑定を行なわないものとする。

第250条【再鑑定②】当事者の一方が関係部門に委託し、出した鑑定結論に対し、他方当事者が反対する十分な証拠があり、再鑑定を申立てたときは、法院はこれを許可しなければならない。

第251条【鑑定費用の負担】鑑定人には費用の補償を与えるものとする。鑑定人に対する費用の補償は、民事訴訟の費用負担の方法に従う。但し鑑定を申立てた者はこれを予め納付することができる。

第252条【専門家の補助】①当事者は事件の専門的な問題を説明するために法院に一又は二名の専門知識を有する者の出廷を申立てることができる。法院がその申立を許可したときは、関係する費用は申立てた者がこれを負担する。

②裁判官及び当事者は出廷した専門知識を有する者に対し尋問することができる。

- ③ 法院の許可を経て、当事者は各々申立てた専門知識を有する者に対し、事件における争点につき対質することができる。
- ④ 専門知識を有する者は鑑定人に対し尋問を行うことができる。